

訪問型サービス
【生きがい対応型訪問サービス(独自)】平成27年4月1日以降指定事業所用

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		1.176	1月につき	
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合		2.349		
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合		3.727		
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		287	1回につき	
A2	2511	訪問型独自サービス22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合			179
A2	2621	訪問型独自サービス23			(二)所要時間45分以上の場合			220
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合		163		
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1)1週に1回程度の場合		-12	1月につき	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合		-23		
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合		-37		
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		-3	1回につき	
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合			-2
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23			(二)所要時間45分以上の場合			-2
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3)短時間の身体介護が中心である場合		-2		
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	(1)1週に1回程度の場合		-12	1月につき	
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12		(2)1週に2回程度の場合		-23		
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合		-37		
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		-3	1回につき	
A2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合			-2
A2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23			(二)所要時間45分以上の場合			-2
A2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間		(3)短時間の身体介護が中心である場合		-2		
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算	1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15% 減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12% 減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算		1回につき	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15% 加算			
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算		1月につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10% 加算		1回につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200 単位加算	200	1月につき	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算		
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算		200
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50 単位加算	50	1回につき	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 1	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ		所定単位数の 270/1000 加算	1月につき	
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 2		(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ		所定単位数の 287/1000 加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 1		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ		所定単位数の 249/1000 加算		
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 2		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ		所定単位数の 266/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 207/1000 加算		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の 170/1000 加算		

訪問型サービス
【共生型生きがい対応型訪問サービス(独自)】指定居宅介護事業所が行う場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A2	1121	訪問型独自サービス／211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		1.176	1月につき	
A2	1221	訪問型独自サービス／212		(2)1週に2回程度の場合		2.349		
A2	1331	訪問型独自サービス／213		(3)1週に2回を超える程度の場合		3.727		
A2	2421	訪問型独自サービス／221	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		287	1回につき	
A2	2521	訪問型独自サービス／222		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合			179
A2	2631	訪問型独自サービス／223			(二)所要時間45分以上の場合			220
A2	1421	訪問型独自短時間サービス／2		(3)短時間の身体介護が中心である場合		163		
A2	C221	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	-12	1月につき	
A2	C222	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／212			(2)1週に2回程度の場合	-23		
A2	C224	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／213			(3)1週に2回を超える程度の場合	-37		
A2	C226	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／221		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		-3	1回につき
A2	C227	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／222			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	-2	
A2	C228	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／223				(二)所要時間45分以上の場合	-2	
A2	C229	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間／2			(3)短時間の身体介護が中心である場合		-2	
A2	D221	訪問型独自業務継続計画未策定減算／211		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	-12	1月につき	
A2	D222	訪問型独自業務継続計画未策定減算／212			(2)1週に2回程度の場合	-23		
A2	D224	訪問型独自業務継続計画未策定減算／213			(3)1週に2回を超える程度の場合	-37		
A2	D226	訪問型独自業務継続計画未策定減算／221		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		-3	1回につき
A2	D227	訪問型独自業務継続計画未策定減算／222			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	-2	
A2	D228	訪問型独自業務継続計画未策定減算／223				(二)所要時間45分以上の場合	-2	
A2	D229	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間／2			(3)短時間の身体介護が中心である場合		-2	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算	1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15% 減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12% 減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算		1回につき	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15% 加算			
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算		1月につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10% 加算		1回につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき	
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算／2	ハ 初回加算		200 単位加算		1月につき	
A2	4013	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ／2	ニ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100 単位加算	
A2	4012	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ／2			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200 単位加算	200
A2	6112	訪問型独自口腔連携強化加算／2	ホ 口腔連携強化加算		50 単位加算		1回につき	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅠⅠ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ		所定単位数の 270/1000 加算	1月につき	
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅠⅡ		(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ		所定単位数の 287/1000 加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅡⅠ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ		所定単位数の 249/1000 加算		
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅡⅡ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ		所定単位数の 266/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 207/1000 加算		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の 170/1000 加算		

訪問型サービス

【共生型生きがい対応型訪問サービス(独自)】指定居宅介護事業所で障害者居宅介護従業者基礎研修過程終了者等により行われる場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位	
種類	項目								
A2	1131	訪問型独自サービス／311	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合			823	1月につき	
A2	1231	訪問型独自サービス／312		(2)1週に2回程度の場合			1,644		
A2	1341	訪問型独自サービス／313		(3)1週に2回を超える程度の場合			2,609		
A2	2431	訪問型独自サービス／321	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合			201	1回につき	
A2	2531	訪問型独自サービス／322		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合		125		
A2	2641	訪問型独自サービス／323			(二)所要時間45分以上の場合		154		
A2	1431	訪問型独自短時間サービス／3		(3)短時間の身体介護が中心である場合			114		
A2	C231	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／311	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		-8	1月につき	
A2	C232	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／312			(2)1週に2回程度の場合		-16		
A2	C234	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／313			(3)1週に2回を超える程度の場合		-26		
A2	C236	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／321		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		-2	1回につき	
A2	C237	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／322			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合			-1
A2	C238	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／323				(二)所要時間45分以上の場合			-2
A2	C239	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間／3			(3)短時間の身体介護が中心である場合		-1		
A2	D231	訪問型独自業務継続計画未策定減算／311	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		-8	1月につき	
A2	D232	訪問型独自業務継続計画未策定減算／312			(2)1週に2回程度の場合		-16		
A2	D234	訪問型独自業務継続計画未策定減算／313			(3)1週に2回を超える程度の場合		-26		
A2	D236	訪問型独自業務継続計画未策定減算／321		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		-2	1回につき	
A2	D237	訪問型独自業務継続計画未策定減算／322			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合			-1
A2	D238	訪問型独自業務継続計画未策定減算／323				(二)所要時間45分以上の場合			-2
A2	D239	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間／3			(3)短時間の身体介護が中心である場合		-1		
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算	1月につき		
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15% 減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12% 減算			
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算			1回につき	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15% 加算				
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算		1月につき		
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10% 加算		1回につき		
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき		
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき		
A2	4021	訪問型独自サービス初回加算／3	ハ 初回加算		200 単位加算	200	1月につき		
A2	4023	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ／3	ニ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算			
A2	4022	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ／3			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算		200	
A2	6122	訪問型独自口腔連携強化加算／3	ホ 口腔連携強化加算		50 単位加算	50	1回につき		
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 1	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ			所定単位数の 270/1000 加算	1月につき	
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 2		(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ			所定単位数の 287/1000 加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 1		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ			所定単位数の 249/1000 加算		
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 2		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ			所定単位数の 266/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)			所定単位数の 207/1000 加算		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)			所定単位数の 170/1000 加算		

訪問型サービス

【共生型生きがい対応型訪問サービス(独自)】指定居宅介護事業所で重度訪問介護従業者養成研修終了者により行われる場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位		
種類	項目								
A2	1141	訪問型独自サービス／411	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		1,094	1月につき		
A2	1241	訪問型独自サービス／412		(2)1週に2回程度の場合		2,185			
A2	1351	訪問型独自サービス／413		(3)1週に2回を超える程度の場合		3,466			
A2	2441	訪問型独自サービス／421	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		267	1回につき		
A2	2541	訪問型独自サービス／422		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合			166	
A2	2651	訪問型独自サービス／423			(二)所要時間45分以上の場合			205	
A2	1441	訪問型独自短時間サービス／4		(3)短時間の身体介護が中心である場合		152			
A2	C241	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／411	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	-11	1月につき		
A2	C242	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／412			(2)1週に2回程度の場合	-22			
A2	C244	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／413			(3)1週に2回を超える程度の場合	-35			
A2	C246	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／421		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		-3	1回につき	
A2	C247	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／422			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	-2		
A2	C248	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／423				(二)所要時間45分以上の場合	-2		
A2	C249	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間／4			(3)短時間の身体介護が中心である場合		-2		
A2	D241	訪問型独自業務継続計画未策定減算／411		業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	-11	1月につき	
A2	D242	訪問型独自業務継続計画未策定減算／412				(2)1週に2回程度の場合	-22		
A2	D244	訪問型独自業務継続計画未策定減算／413				(3)1週に2回を超える程度の場合	-35		
A2	D246	訪問型独自業務継続計画未策定減算／421			ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		-3	1回につき
A2	D247	訪問型独自業務継続計画未策定減算／422				(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	-2	
A2	D248	訪問型独自業務継続計画未策定減算／423					(二)所要時間45分以上の場合	-2	
A2	D249	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間／4				(3)短時間の身体介護が中心である場合		-2	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算	1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15% 減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12% 減算			
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算		1回につき		
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15% 加算				
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算		1月につき		
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10% 加算		1回につき		
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき		
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき		
A2	4031	訪問型独自サービス初回加算／4	ハ 初回加算		200 単位加算	200	1月につき		
A2	4033	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ／4	ニ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100		
A2	4032	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ／4			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算		200	
A2	6132	訪問型独自口腔連携強化加算／4	ホ 口腔連携強化加算		50 単位加算	50	1回につき		
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 1	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ		所定単位数の 270/1000 加算	1月につき		
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 2		(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ		所定単位数の 287/1000 加算			
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 1		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ		所定単位数の 249/1000 加算			
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 2		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ		所定単位数の 266/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 207/1000 加算			
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の 170/1000 加算			

訪問型サービス

【共生型生きがい対応型訪問サービス(独自)】指定重度訪問介護事業所が行う場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A2	1151	訪問型独自サービス／511	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		1,094	1月につき	
A2	1251	訪問型独自サービス／512		(2)1週に2回程度の場合		2,185		
A2	1361	訪問型独自サービス／513		(3)1週に2回を超える程度の場合		3,466		
A2	2451	訪問型独自サービス／521	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		267	1回につき	
A2	2551	訪問型独自サービス／522		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合			166
A2	2661	訪問型独自サービス／523			(二)所要時間45分以上の場合			205
A2	1451	訪問型独自短時間サービス／5		(3)短時間の身体介護が中心である場合		152		
A2	C251	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／511	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	-11	1月につき	
A2	C252	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／512			(2)1週に2回程度の場合	-22		
A2	C254	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／513			(3)1週に2回を超える程度の場合	-35		
A2	C256	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／521	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		-3	1回につき	
A2	C257	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／522		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合			-2
A2	C258	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／523			(二)所要時間45分以上の場合			-2
A2	C259	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間／5		(3)短時間の身体介護が中心である場合		-2		
A2	D251	訪問型独自業務継続計画未策定減算／511	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	-11	1月につき	
A2	D252	訪問型独自業務継続計画未策定減算／512			(2)1週に2回程度の場合	-22		
A2	D254	訪問型独自業務継続計画未策定減算／513			(3)1週に2回を超える程度の場合	-35		
A2	D256	訪問型独自業務継続計画未策定減算／521	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		-3	1回につき	
A2	D257	訪問型独自業務継続計画未策定減算／522		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合			-2
A2	D258	訪問型独自業務継続計画未策定減算／523			(二)所要時間45分以上の場合			-2
A2	D259	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間／5		(3)短時間の身体介護が中心である場合		-2		
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 10% 減算		1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2			所定単位数の 15% 減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3			所定単位数の 12% 減算			
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算		1回につき	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15% 加算			
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算		1月につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10% 加算		1回につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき	
A2	4041	訪問型独自サービス初回加算／5	ハ 初回加算		200 単位加算	200	1月につき	
A2	4043	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ／5	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100		
A2	4042	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ／5		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200		
A2	6142	訪問型独自口腔連携強化加算／5	ホ 口腔連携強化加算		50 単位加算	50	1回につき	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 1	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ		所定単位数の 270/1000 加算	1月につき	
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 2		(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ		所定単位数の 287/1000 加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 1		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ		所定単位数の 249/1000 加算		
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 2		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ		所定単位数の 266/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 207/1000 加算		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の 170/1000 加算		